

平成25年1月22日

高砂市議会

議長 入江 正人 様

議会改革検討特別委員会

委員長 砂川 辰義

平成24年9月5日公布の地方自治法の一部改正（法律第72号）
に伴う議会関係例規について（報告）

標記のことについて、今回の地方自治法の一部改正に伴う改正を要する事項
に関し、**1、高砂市議会委員会条例、2、高砂市議会会議規則及び3、高砂市
議会政務調査費の交付に関する条例**の3本の例規について、当委員会で調査、
研究及び検討した結果を次のとおりご報告いたします。

1、高砂市議会委員会条例について

法改正前に法で規定されていた**常任委員の所属、特別委員の在任の事項**を条
例に委任されたことに関しては、**新たに委員会条例に規定すべき**であるとの意
見とする。

なお、法改正以外の全国市議会議長会の標準委員会条例との比較検討をした
結果については、本会議及び委員会の運営上の整理が必要であり、なお、検討
を要することから保留とし継続して、調査研究を行う。

2、高砂市議会会議規則について

法改正により、**新たに規則で定めれば、本会議場での公聴会及び参考人招致
ができるようになった事項**については、法改正以外の全国市議会議長会の標準会議
規則との比較検討した結果も含め、本会議及び委員会の運営上の整理が必要で
あり、なお、検討を要することから**保留**とし継続して、調査研究を行う。

3、高砂市議会政務調査費の交付に関する条例について

本条例について、次の4点の事項を中心に調査、研究及び検討を行った。

1点目、「**政務調査費**」から「**政務活動費**」の名称変更に関する事項及び2点
目、**議長は、政務活動費の使途の透明性の確保に努める事項を追加すること**
については、**異論がなく意見が一致**した。

なお、2点目の**透明性の確保**については、より透明性の確保としてインター
ネットウェブ公開を可能性として模索すべきという意見があった。

3点目、**使途基準**について、法によって使途基準範囲が拡大できることとな
ったが、**現行の議会政務調査費の条例第6条から委任を受けた議会政務調査費**

の交付に関する条例施行規則第5条の別表の用途基準の考え方を踏襲した内容で、条例に規定することについては意見が一致した。

その上で、別表に、新たに広報費を入れるか否かについての議論が分かれたので、次にその意見を列記する。

【広報費を入れるべきでない意見】

- ・東京高裁の例は、広報誌として使ってはダメだという結論でなく、広報誌としての活動をしたことについて、違法性はないということである。
- ・高砂市として、個人的なかたちの報告は個人の費用ですべきで公費を使うことには反対である。
- ・広報については、議会だよりがある。自分の後援会的なものについては自分の身銭をきってすべきであって政務活動費から出すのは如何なものかと思う。
- ・政令指定都市或いは都道府県議会とは違い額が少ないことから政務調査費は、議員間討議、或いは政策形成のために集中して用いるべきである。
- ・東京高裁の例は、あくまで違法性の話であり、政務活動費に用途が広がったことには異論がない。立法趣旨からとあったが、積極的に市政報告ニュース等に使う意見からの説明、理由づけがない。デメリットが目立っているから賛成しかねる。

【広報費を入れるべき意見】

- ・東京高裁の判例で広報誌に使うことの適法性は認められており、今回の法改正により政務活動費に変更するのであれば、使うことを認めていくべきである。
- ・全国市議会議長会の条例準則内にもある。
- ・議会だよりもあるが制約があり、議員が公約を掲げて選挙で当選した、その政治姿勢を情報公開することから認めるべきである。

4点目として金額のことについて、現状維持に不満がある議員もあるが、現状維持も踏まえて今後、市民の感情、議会議員としての活動等を踏まえて今後の動向を踏まえながら検討とすることとした。